

关于在本市就业的外国人参加社会保险有关业务操作问题的通知

京社保发〔2011〕55号

各区（县）社会保险基金管理中心、北京经济技术开发区社会保险基金管理中心、社会保险代办机构：

根据《中华人民共和国社会保险法》、《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》的规定，在本市就业的外国人应当参加社会保险，现就有关业务操作问题通知如下：

一、依法招用外国人的用人单位，应在为其办理就业证件之日起30日内，到所在地社会保险基金管理中心、社会保险代办机构（以下简称社保经（代）办机构），办理社会保险登记。

受境外雇主派遣到本市用人单位工作的外国人，由境内用人单位为其办理社会保险登记。

二、用人单位在办理外国人参保登记前，应先在“北京市社会保险信息系统企业管理子系统——普通单位版”（V4.3.7及以上版本）采集软件补丁（以下简称企业版软件），录入外国人的护照号码为其派生社会保障号码。

企业版软件的下载地址：北京市人力资源和社会保障局 www.bjld.gov.cn 或北京市社会保险服务平台 www.bjrbj.gov.cn/csibiz/。

本市で就業する外国人の社会保険加入にかかる

業務の取扱いに関する問題についての通知

京社保発〔2011〕55号

各区（県）社会保険基金管理センター、北京経済技術開発区社会保険基金管理センター、社会保険代理機構：

『中華人民共和国社会保険法』、『中国国内にて就業する外国人の社会保険加入に関する暫定施行弁法』の規定に基づき、本市に就業する外国人は、社会保険に加入しなければならず、業務の取扱いにかかる問題につき、以下のとおり通知する。

1、法により外国人を採用する使用者は、外国人のために就業証書の手続きをした日から30日以内に、所在地の社会保険基金管理センター、社会保険代理機構（「社保取扱（代理）機構」という。）にて、社会保険登記手続きを行う。

国外の雇用主に派遣されて本市の使用者にて勤務する外国人については、国内の使用者がそのために社会保険登記手続きを行う。

2、使用者は、外国人の社会保険加入登記手続きの前に、「北京市社会保険情報システム企業管理サブシステム——一般事業者版」（V4.3.7バージョン以上）にてパッチファイルをあて（以下「企業版ソフトウェア」という。）、外国人のパスポート番号を入力して外国人の社会保障番号を作成する。

企業版ソフトウェアのダウンロードアドレスは、次のとおり：北京市人力資源及び社会保障局 www.bjld.gov.cn 又は北京市社会保険サービスプラットフォーム

www.bjrbj.gov.cn/csibiz/。

三、用人单位使用企业版软件录入信息后生成报盘文件，打印《北京市社会保险个人信息登记表》（一式三份、表样见附件一）、《北京市社会保险参保人员增加表》（一式两份、表样见附件三）。

上述两表中有关项的录入说明分别见附件二及附件四。

四、用人单位于每月5日至25日到所在地社保经（代）办机构办理外国人参保登记手续，同时应携带以下材料的原件及复印件（社保经（代）办机构核对原件，复印件存档备查）：

- （一）本人护照；
- （二）外国人就业证、外国专家证、外国常驻记者证；
- （三）外国人居留证件；
- （四）《北京市社会保险个人信息登记表》（一式三份并盖章）；
- （五）《北京市社会保险参保人员增加表》（一式两份并盖章）；
- （六）本人照片（本人近期一寸、免冠、彩色、白底、冲洗照片，两张）；
- （七）其它相关证明材料。

持《北京市海外高层次人才工作居住证》的外国人及持《外国人永久居留证》的外国人参保登记只需提供上述（一）、（四）、（五）、（六）项材料。

3、使用者が企業版ソフトウェアに情報を入力した後に報告文書が作成され、「北京市社会保险個人情報登记表」（一式3部、様式については別紙1を参照）、「北京市社会保险加入人員增加表」（一式2部、様式については別紙3を参照）をプリントアウトする。

上記の2つの表のうち、関連項目にかかる入力の説明については、別紙2及び別紙4をそれぞれ参照のこと。

4、使用者は、毎月5日から25日の間に所在地の社保取扱（代理）機構にて、外国人社会保险加入登記手続きを行い、その際には下記の資料のオリジナル及びコピーを持参する（社保取扱（代理）機構は、オリジナルとコピーを照合したうえで参考用として保管する）。

- (1) 本人のパスポート
- (2) 外国人就業証、外国専門家証、外国常駐記者証
- (3) 外国人居留証書
- (4) 「北京市社会保险個人情報登记表」（一式3部、捺印したもの）
- (5) 「北京市社会保险加入人員增加表」（一式2部、捺印したもの）
- (6) 本人の写真（本人近影の1寸、無帽、カラー、白背景、現像した写真2枚）
- (7) その他関連する証明資料

「北京市海外高級人材就業居住证」を保有する外国人及び「外国人永住居留証」を保有する外国人の保険加入にかかる登記には、上記(1)、(4)、(5)、(6)項の資料のみ提供が必要となる。

2011年10月18日 大地法律事務所(仮訳)

五、外国人の证件类型、证件号码发生变更时，社保经（代）办机构只做信息变更，其社会保障号码仍以初次参保登记时派生的号码为准，且终身不变。

六、具有与中国签订社会保险双边或者多边协议的国家国籍的外国人，其参加社会保险有关事项的规定仍按照协议规定办理。

七、社保经（代）办机构在接收用人单位上报的材料时，要认真核对外国人本人的护照、外国人就业证、外国专家证、外国常驻记者证等就业证件和外国人居留证件信息。若存在疑问信息，应退回用人单位，重新填报。

八、自本通知施行之日起，停止原外籍人员社会保险标识码派位业务。

九、本通知自2011年10月15日起施行。

附件：

1. 《北京市社会保险个人信息登记表》
2. 《北京市社会保险个人信息登记表》中相关数据项说明
3. 《北京市社会保险参保人员增加表》
4. 《北京市社会保险参保人员增加表》中相关数据项说明

二〇一一年十月十一日

5、外国人の証書カテゴリ、証書番号に変更が生じた場合、社保取扱（代理）機構は、情報のみを変更し、その社会保障番号は、引き続き初回社会保険加入登記時に用いた番号に準じるものとし、かつ生涯変更しない。

6、中国と社会保険にかかる二国間又は多国間協定を締結している国の国籍を有する外国人について、その社会保険加入関連事項にかかる規定は、引き続き協定の規定に従って取り扱う。

7、社保取扱（代理）機構は、使用者が報告する資料を受け入れる際に、外国人本人のパスポート、外国人就業証、外国専門家証、外国常駐記者証等の就業証書及び外国人居留証書にかかる情報を真剣に照合するものとする。疑問のある情報が存在する場合には、使用者に戻して、再度記入させなければならない。

8、本通知施行の日より、外国籍者に社会保険標識番号を割当てる従来の業務は停止する。

9、本通知は、2011年10月15日より施行する。

別紙：

- 1、「北京市社会保险個人情報登記表」
- 2、「北京市社会保险個人情報登記表」の関連データ項目にかかる説明
- 3、「北京市社会保险加入人員増加表」
- 4、「北京市社会保险加入人員増加表」の関連データ項目にかかる説明

2011年10月11日